

# 幼稚園預かり事業 無償化について

## 公立幼稚園預かり保育を利用する子供たち

**【対象者】** 同居親族（別居保護者含む）の「保育の必要性」（別紙参照）が認められた児童が無償化制度の対象となります。認可保育所と同等の要件となります。

● 無償化の対象期間は、「保育の必要性」が認められた期間のみです。

※期限が切れる保護者は、ご自身で、手続きが必要です。更新期限前に、保育の必要性を確認できる書類を提出してください。

● 一斉申込においては、入園を希望する幼稚園での申請となります。年度途中での利用については、利用園に相談後、児童家庭課にてお手続きください。

**※幼稚園は教育機関です。学校長の判断で、預かり実施ができない期間が発生する場合があります。保護者の就労状況によっては、認可保育所をご案内する場合があります。ご了承ください。**

### 【利用料】

○ 幼稚園（教育部門）の利用に加え、**利用日数に応じて、月額5,000円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

※対象額は、日額450円に利用日数を乗じた金額と預かり利用料5,000円で比べて、少ない金額が支給額となります。事前に休園届等がでておらず利用日数が少ない場合、自己負担が発生することがあります。自己負担が発生した場合のみ、翌月の15日までに、納付書を送付いたします。

一時利用（無償化適用外）に関しては、各幼稚園へお問い合わせ下さい。

# 無償化について

## はなぞのこどもえんの預かり保育（新2号）・みつば幼稚園 午前中並びに預かり保育・認可外保育園を利用する子供たち

申請手続きを行うことで、利用料の無償化（※上限額あり）制度を利用することができます。※無認可保育園（一時預かり含む）利用の0～2オクラスは非課税世帯のみ

### 【対象者】

- 同居親族（別居保護者含む）の「保育の必要性」（別紙参照）が認められた児童が無償化制度の対象となります。

※みつば幼稚園児は、午前中のみ利用者・預かり保育利用者ともに、申請が必要です。（午前中のみであれば、「保育の必要性」を証明する必要はありません。

- 無償化の対象期間は、「保育の必要性」が認められた期間のみです

※期限が切れる保護者は、ご自身で、更新手続きが必要です。期限前に、保育の必要性を確認できる書類を提出してください。

- 一斉申込においては、幼稚園希望者は各園での申請となります。各園での提出期限を過ぎた場合は、児童家庭課にご提出ください。無認可保育園は児童家庭課に提出してください。

年度途中での無償化申請については、市役所窓口での申請となりますが、利用可能の是非は園での判断となりますので、手続き前に、利用園にご相談ください。

### 【利用料】

- みつば幼稚園午前中利用料：

園が保護者にかわり、市へ利用料を請求することで月額最大25,700円（保育料・入園料対象）までが無償となります。（法定代理受領）

- はなぞのこどもえん預かり・みつば幼稚園預かり保育料：

保護者は一旦預かり保育料を園に支払い、児童家庭課にて還付の手続きが必要となります。（償還払い）

- 還付対象額は、日額450円に利用日数を乗じた金額と支払い済の預かり保育料と比べて、少ない金額が支給額となります。

- 3ヶ月に1回 園を通して（又は市に持参）請求書の提出が必要です。

- 認可外保育園（一時預かり施設含む）の保育料について：

非課税世帯の0才～2才児クラス利用者は、月額最大42,000円・3才児クラス以上の利用者は、月額最大37,000円までが対象となります。